

令和3年城里町告示第211号

城里町特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成17年城里町告示第14号。以下「契約事務規程」という。）第28条第2項の規定に基づき、城里町が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(施行方式)

第2条 共同企業体の施工方式は、次の2つの形態とする。

- (1) 甲型（共同施工方式） 構成員が一体となって工事を施工する方式
- (2) 乙型（分担施工方式） 構成員がそれぞれ分担して工事を施工する方式

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注する工事は、次の表に掲げる契約予定金額の工事又は特殊な技術を要する工事とする。

対象工事	契約予定金額
土木一式工事	1億円以上
建築一式工事	2億円以上
設備等の工事（土木・建築工事以外のもの）	1億円以上

(構成員の要件)

第4条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事に対応する工種について、有資格業者であり、かつ、当該工種に対応する許可業種について当該許可を受けてから3年以上の営業実績があること。
- (2) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、請負実績があり、かつ、当該発注工事と同種の工事を施工した実績があること。
- (3) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を置きかつ、当該工事の施工に当たり当該監理技術者又は主任技術者を工事現場ごとに専任配置できること。

(構成員数等)

第5条 第3条に規定する対象工事に係る共同企業体の構成員数は、3者以内であること。

(代表者)

第6条 共同企業体の代表となる構成員（以下「代表者」という。）を置くものとし、代表者は、城里町建設工事等有資格業者選定規程（平成17年城里町告示第15号。以下「選定規程」という。）第10条第3項に規定する総合数値が当該共同企業体の構成員のうちで最大でなければならない。ただし、乙型（分担施工方式）の場合においては、これによらないことができる。

(構成員の出資比率等)

第7条 甲型（共同施工方式）共同企業体の構成員の最小出資比率は、当該共同企業体の構成員数に応じ次の表に掲げる比率以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率
2	30パーセント
3	20パーセント

2 乙型（分担施工方式）共同企業体の構成員の分担金額は、当該共同企業体の運営委員会で定めた額とする。

(複数共同企業体の構成員の禁止)

第8条 共同企業体の構成員は、同一発注工事において他の共同企業体の構成員となることができない。

(結成方法)

第9条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 共同企業体を結成したときは、特定建設工事共同企業体協定書を特定建設工事共同企業体協定書(甲型)(様式第1号)又は特定建設工事共同企業体協定書(乙型)(様式第2号)に準じ作成しなければならない。

(入札参加資格の審査申請)

第10条 結成された共同企業体は、競争入札参加資格の審査を申請するときは、町長が指定する日までに特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第3号)において指名の決定があったものとみなす。

(共同企業体の存続期限)

第13条 共同企業体が建設工事の請負契約の相手方となったときの存続期間は、契約履行完了後3月を経過した日までとする。

2 工事を請け負うことができなかつた共同企業体の存続期間は、当該工事に係る契約の締結があつた日までとする。

(共同企業体編成表)

第14条 共同企業体は、発注工事について契約を締結したときは、速やかに特定建設工事共同企業体編成表(様式第4号)を町長に提出しなければならない。ただし、町長が提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(補則)

第15条 この告示に定めのない事項、又は特別の事情が発生した場合は、城里町建設工事等有資格業者選定委員会で決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程の一部を改正する告示(令和3年城里町告示第210号)による改正前の第5章の規定によりなされた処分、手続きその他行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第9条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と
（以下「丙」という。）とは、城里町が発注する建設工事（当該工事内容の変更を含む。以下「建設工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の結成について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 共同企業体は、次に掲げる事業を共同して営むことを目的とする。

- (1) 建設工事の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 共同企業体は、特定建設工事共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を城里町大字番地に置く。

（共同企業体の成立及び解散）

第4条 共同企業体は、年 月 日に成立し、建設工事請負契約を締結したときは、当該建設工事の履行完了後3月を経過する日に解散するものとする。

2 共同企業体は、建設工事を請け負うことができなかつたときは、当該建設工事の請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

- | | |
|------|-------------------|
| 構成員1 | 所在地（住所）
商号又は名称 |
| 構成員2 | 所在地（住所）
商号又は名称 |
| 構成員3 | 所在地（住所）
商号又は名称 |

（代表者の名称）

第6条 共同企業体は、を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同企業体の代表者は、建設工事について共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに当該共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第8条 共同企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。この場合において、建設工事について発注者との間に請負契約の内容に変更があつても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

- | | | |
|------|--------|---|
| 構成員1 | 商号又は名称 | % |
| 構成員2 | 商号又は名称 | % |
| 構成員3 | 商号又は名称 | % |

（運営委員会）

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の請負契約の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 共同企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行について連帯してその責めを負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 共同企業体の取引金融機関は、とし、当該共同企業体名義で設けた別口預金口座により取引するものとする。

(決算)

第12条 共同企業体の決算は、建設工事の履行完了後において行うものとする。

(利益金の配当)

第13条 共同企業体は、前条に規定する決算の結果利益金を生じたときは、第8条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 共同企業体は、第12条に規定する決算の結果欠損金を生じたときは、第8条に規定する出資割合により構成員が負担金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡制限)

第15条 共同企業体の構成員は、この協定に基づく権利義務を他に譲渡することができない。

(構成員の脱退に対する措置)

第16条 共同企業体の構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ第4条の規定による共同企業体の解散の日までは脱退することができない。

2 共同企業体の構成員が発注者及び構成員全員の承諾により当該共同企業体を脱退したときは、残存構成員が建設工事の履行を完了するものとする。

3 共同企業体の構成員が脱退した場合における残存構成員の出資比率は、脱退構成員が脱退前に有していた出資割合を残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する出資割合に加えた割合とする。

4 脱退した共同企業体の構成員の出資金の返還は、第12条に規定する決算の際に返還するものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じたときは、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 共同企業体が第12条に規定する決算の結果利益金が生じた場合においては、脱退した構成員に対して利益金の配当を行わないものとする。

(構成員の破産等)

第17条 共同企業体の構成員の破産又は解散については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 共同企業体は、当該共同企業体の解散後においても、建設工事が契約内容に適合しないものであったときは、構成員が連帯してその責めを負うものとする。

(協議)

第19条 この協定書の定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、第9条に規定する運営委員会において協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各1通を保有し、1通を発注者へ提出する。

年 月 日

	所在地 (住所)	
甲 構成員 1	商号又は名称	
(代表者)	代表者氏名	ⓐ
	所在地 (住所)	
乙 構成員 2	商号又は名称	
	代表者氏名	ⓐ
	所在地 (住所)	
丙 構成員 3	商号又は名称	
	代表者氏名	ⓐ

様式第2号（第9条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（乙型）

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）と
（以下「丙」という。）とは、城里町が発注する 建設工事（当該工事内容
の変更を含む。以下「建設工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同
企業体」という。）の結成について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 共同企業体は、次に掲げる事業を共同して営むことを目的とする。

- (1) 建設工事の請負
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 共同企業体は、 特定建設工事共同企業体と称する。

（事務所の所在地）

第3条 共同企業体は、事務所を城里町大字 番地に置く。

（共同企業体の成立及び解散）

第4条 共同企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事請負契約を締結したと
きは、当該建設工事の履行完了後3月を経過する日に解散するものとする。

2 共同企業体は、建設工事を請け負うことができなかつたときは、当該建設工事の請
負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員1 所在地（住所）

商号又は名称

構成員2 所在地（住所）

商号又は名称

構成員3 所在地（住所）

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 共同企業体は、 を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同企業体の代表者は、建設工事について共同企業体を代表して発注者及び監
督官庁等と折衝する権限並びに当該共同企業体に属する財産を管理する権限を有す
るものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき
発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

建築工事

土木工事

（運営委員会）

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の請負契約の
履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工事工程表によりそれぞれの分担工事の進
捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、とし、当該共同企業体名義で設けた別口預金口座により取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(決算)

第15条 共同企業体の決算は、建設工事の履行完了後において行うものとする。

(利益金の配当)

第16条 共同企業体は、前条に規定する決算の結果利益金を生じたときは、第8条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第17条 共同企業体は、第12条に規定する決算の結果欠損金を生じたときは、第8条に規定する出資割合により構成員が負担金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡制限)

第18条 共同企業体の構成員は、この協定に基づく権利義務を他に譲渡することができない。

(構成員の脱退に対する措置)

第19条 共同企業体の構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ第4条の規定による共同企業体の解散の日までは脱退することができない。

2 共同企業体の構成員が発注者及び構成員全員の承諾により当該共同企業体を脱退したときは、残存構成員が建設工事の履行を完了するものとする。

3 共同企業体の構成員が脱退した場合における残存構成員の出資比率は、脱退構成員が脱退前に有していた出資割合を残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に規定する出資割合に加えた割合とする。

4 脱退した共同企業体の構成員の出資金の返還は、第12条に規定する決算の際に返還するものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じたときは、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 共同企業体が第12条に規定する決算の結果利益金が生じた場合においては、脱退した構成員に対して利益金の配当を行わないものとする。

(構成員の破産等)

第20条 共同企業体の構成員の破産又は解散については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第21条 共同企業体は、当該共同企業体の解散後においても、建設工事が契約内容に適合しないものであったときは、構成員が連帯してその責めを負うものとする。

(協議)

第22条 この協定書の定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、第9条に規定する運営委員会において協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各1通を保有し、1通を発注者へ提出する。

年 月 日

	所在地 (住所)	
甲 構成員 1	商号又は名称	
(代表者)	代表者氏名	⑩
	所在地 (住所)	
乙 構成員 2	商号又は名称	
	代表者氏名	⑩
	所在地 (住所)	
丙 構成員 3	商号又は名称	
	代表者氏名	⑩

様式第4号 (第14条関係)

特定建設工事共同企業体編成表 (記載例)

工事名 _____

〇〇特定建設工事共同企業体編成表

